

2022年度
(令和4年度)

事業計画書

特別養護老人ホーム
「シルバーリーフつわの」

津和野町デイサービスセンター

津和野町在宅介護支援センター

社会福祉法人つわの福社会

島根県鹿足郡津和野町後田0126番地

TEL 0856-72-4050

FAX 0856-72-4052

メールアドレス silver-leaf-tsuwano @ bird.ocn.ne.jp

2022年度(令和4年度)事業計画書

社会福祉法人つわの福祉会

1. 法人経営理念

つわの福祉会の経営理念は、介護福祉事業の持続可能な経営と、近年の地域状況を鑑みて地域福祉への安定的貢献と共に、以下のような新たな信念・行動基準を明らかにして、2022年度(令和4年度)においても高齢者福祉と地域共生の充実を目指します。

ご利用者への尊厳と敬愛を常に保ち、お互いに「生かされている」ことに感謝しながら、高齢者支援に関わる持続可能な福祉事業を推進いたします。さらに、近年の人口減少から地域共生課題にも関わりを持つことによって、社会福祉法人の存在意義を明らかにし、津和野町の福祉と地域活力推進に貢献いたします。

2. 今年度(2022年度)の経営方針

2020年(令和2年)の初頭より、突如出現した新型コロナウイルス感染症により、日本国全体がその病巣に飲み込まれるという前代未聞の事案が発生しました。この2年間に遡りますと、感染者の急増への対応のため、国を始めとする保健行政、あるいは医療・介護・救急体制の切迫や教育現場や市民生活・市場経済の大混乱等まさに国の存亡を揺るがしかねない事態となりました。幸いにもつわの福祉会事業においては、これまでに感染事案はありませんでしたが、まさに、渦中に翻弄された2021年度事業となり、全ての事業推進については、コロナ感染症予防対策を最優先してまいりましたので、薄氷を踏むような事業状況となってしまいました。

さらに、津和野町において急激な人口減少が現実のものとなり、地域経済や生活循環にも影響が出ており、様々な場面において地域活力が衰退してきたと実感するようになってきました。また、これまでの枠組みでは福祉事業者と医療事業者、そして津和野町医療対策課・健康福祉課のみで地域医療・福祉課題をPDCAサイクルによる連携をとっていたところですが、課題解決の難しい事案にも直面する場面もあり、人口減も相俟って負の連鎖の状況に陥っています。このような現状を目の当たりにして、つわの福祉会の経営理念を根底に考えますと、感染症対策等や人口減少に対応する地域創生に対しても、2022年度(令和4年度)以降、持続可能な体力が必然的に求められることとなります。

まずは、津和野町社会福祉法人等連絡会との連携強化を進めることに併せて、社会福祉連携推進法人制度(後段で記述)への移行検証も重要な事案であり、根本的な法人連携制度について協議が望まれるところです。また、これまで福祉との関係性は希薄であると考えていた公益的な諸団体等(観光協会・商工会・町連合婦人会・まちづくり委員会・民生委員等)とも協働して、横断的な知見を収集することや、協力・推進のためにも津和野町(つわの暮らし推進課・農林課・教育委員会等)へ積極的に関与していただくことが、今後のつわの福祉会としての地域福祉共生への道であると考えます。この先、津和野町の経済や福祉の脆弱化を見越せば、一法人のみでの経営戦略には限界を感じざるを得ません。多方面への協働的な関与にもシフトしていくことが、結果として人材採用にも活路が開くものと期待されるところです。こうした、人材不足対応への考え得る施策を講じつつ、介護現場を支える新たなシステム構築の必要性も鑑みて、弊法人の「経営理念」のもと、経営方針に沿った以下のような重点施策を明確にして事業推進を進めてまいります。

このようなことで、2022年度（令和4年度）事業計画においても、コロナ禍の動向によって事業施策にも影響が及ぶものと推察されますが、以下のとおり重点施策について明示し、今後のコロナ禍の状況と共に人命を最優先として臨機に対応してまいります。

3. 重点施策

1) 津和野町社会福祉法人等連絡会との連携強化について

安定的な高齢者福祉事業等を展開するために、地域福祉共生に関わる一員として関係事業者とともに推進に努めます。

①津和野町社会福祉法人等連絡会（津和野町社会福祉協議会、にちはら福祉会、つわの清流会、つわの福祉会）では、地域共生型福祉のまちづくりの方針に従って、「制度の狭間の複合的な課題」「人口減少による生活課題」「子育て」「生活困窮」等への協働体制による事業の公益性をさらに高めてまいります。

②津和野町社会福祉法人連絡会における事業連携（資材共同購入等）による、経費の効率化（コストの低減化）について、検討協議を加速させます。

③将来的構想として、事業経営（就業規則、人材確保、人事交流等）に関する協同化について検討協議を進めてまいります。

2) 社会福祉連携推進法人制度の在り方についての検証について

一般社団法人「社会福祉連携推進法人制度」（社会福祉法の一部改正：本制度は令和4年度より開始される）の導入について津和野町社会福祉法人連絡会で検証を本年度内において継続いたします。

※「社会福祉連携推進法人制度」（社団法人）

近年の地域の福祉ニーズは、複雑化・多様化しており、幅広い福祉サービスの提供が求められているが、個々の社会福祉法人が提供できるサービスには限界もある。そこで、社会福祉事業を営む複数の社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の連携を推進する非営利法人の必要性が出てきた。（複数の社会福祉法人等がグループ化して設立し、地域共生社会の実現を図る）ただし、この社会福祉連携推進法人自体が、社会福祉事業を行うことは出来ないとされている。

※前記1) 項にある社会福祉法人連絡会の望ましい事業化であることが前提とされる

※この新たな法人制度で6つの事業目的の実践を行うことを目標とする

①地域福祉支援業務（地域貢献事業へのニーズ調査・企画・立案）

②災害時の連携（応急物資の備蓄・提供、被災者の移送、BCP策定支援）

③経営方法の共有（経営ノウハウ、人事・給与システム、財務状況分析）

④社員である社会福祉法人等への資金の貸付

⑤人材確保の対応や人材育成（合同での採用募集、研修・人事交流の調整、賃金テーブルや初任給等の共通化、さらには、キャリアパス「希望する職務や職位への道筋」を描けるような環境整備）

⑥設備・資材の共同購入（紙オムツ・マスク・消毒液等の一括調達、介護ベット・車いす等の介護機器の一括調達、介護記録等ICTを活用したシステムの一括調達等）

3) 地域の公益的な諸団体との交流を活発化させ、新たな就労開拓への展開について

地域福祉共生に併せて、公益的な諸団体や異業種等へも横断的に協力・貢献することで、福祉への認知度を向上させ地域活力の増進や新たな就労形態へ展開を図ります。

- ①既存の枠にとらわれない複合型地域社会共生による、新たな流れとなるヒトモノカネの再生について福祉の立場からも提言できるような接点を考え、行政等への積極的な発信も継続してまいります。
- ②あらゆる業種において人材確保が非常に厳しい状況が続くなか、津和野町の資源として公益的な諸団体（民生委員・観光協会・商工会・連合婦人会・まちづくり委員会等）との交流によって、新たな協働体制が築かれ人材発掘に繋がれば次の展望も開くものと考え、望ましい共生社会が創造出来るように展開をしてまいります。
- ③特に民生委員は地域福祉の実情について、家庭内での困り事や介護支援・困窮状況等について、町を始めとする関係機関への橋渡しが主な役割となります。つまり、その職制から種々情報を得られるところから、人材情報についても関わりのパイプを持つことで、介護現場の就労に繋がるような道を探ってまいります。
- ④これまでのような固定分野にとらわれない新たな生活スタイルとして、「特定地域づくり事業協同組合」による半農半Xあるいは半農半観光業（半分農業や観光業、半分好きなことで社会とかかわっていく）のような就労形態が注目されており、このような就労層（例：農閑期の3ヶ月間に介護就労）への働きかけも地域福祉共生社会の位置づけとして必要であると考えますので、新たな分野への開拓にも挑戦します。
- ⑤つまり、②・③・④による階層からの福祉就労へのアプローチを推進してまいります。よって、季節限定や短時間の就労へのプレゼンテーションを展開します。
- ⑥益田地域、吉賀地域、阿東地域等からの人材確保には通勤時間・積雪等のリスクも伴って採用のハードルは高い状況にあり、Iターン・Uターン者を含めた上記②・③・④の対応に特化してまいります。
- ⑦ボランティア活動の一環として、地域の元気高齢者の活用（特養喫茶での飲料等の提供、話し相手、施設内外の営繕管理等）を積極的に進めてまいります。（ただし、感染症対応が十分確保されることが条件となる）
- ⑧シルバー人材センターのマンパワーによる洗濯・シーツ交換委託業務を継続いたします。
- ⑨食事介助等へ一般からの人材確保（資格は問わないが修練を条件）にも努めてまいります。

4) 学校等の教育機関との連携強化について

- ①幼稚園・小学校・中学校における交流事業はコロナ禍以前は、定期的に計画されていましたが、今後の状況を見据えながら可能な限り展開を図ってまいります。
- ②内容的には、高齢者とのふれあい交流を前提とするものの、小学校・中学校においては総合学習等での福祉教育についても地道に関与できるように推進してまいります。
- ③津和野高校においても、やはりコロナ禍にあって満足な接点が当法人としてもこの2年間取られていません。在校生のおおよそ35%が他県出身であり、教育方針にも自由な考え方を尊び多様性を育む環境にあって、高校生も勉学と共に津和野町への積極的な交流を図っています。このようなことから、ウィズコロナの状況にあって感染防止対応を図りながら、津和野高校と地域福祉交流を積極的に推し進め、高校生が地域福祉の実態に理解や関心を持ってもらえるような支援を社会福祉法人としてしっかりと図ってまいります。

④②③の交流事業から、将来的に福祉への就労に結びつくような情報発信を積極的に推進いたします。

5) 新型コロナウイルス感染症への持続可能な事業維持について

新型コロナウイルス感染症の完全な終息は残念ながら見えない状況にあつて、ウイズコロナでの事業継続が当面続くこととなりますので、考え得る対処を法人全体で引き続き進めてまいります。

①万一、施設内で新型コロナウイルス感染症が確認された場合は、感染症発生時対応の「業務継続計画」及び「感染対策マニュアル」に基づき事業継続を進めてまいります。

②クラスター発生時には「事業継続計画」にもその対処が明記されていますが、非常に厳しい対処が迫られることとなります。このため、現場の状況を常に把握しながら、保健所の指導も受けるとともに、最良な支援が施されるように命令指揮系統を明らかにしてまいります。

③施設内でのまん延防止のため、グリーンゾーン・レッドゾーン・イエローゾーンの区別の厳格化や対応職員の割付け等についても初動体制の必要性も相俟つて、的確な措置を図ってまいります。

④今後もコロナウイルス株の変異から新たなウイルスの発生も拭いきれませんが、感染防止対策は常に万全の対応が求められます。さらに、施設には複数の基礎疾患を抱える高齢者も多数存在するなか、今後も施設内においてウイズコロナとの新たな生活スタイルについて、どのように展開していくかが新たな課題ともなりますので、具体的な方策を事業所全体で構築してまいります。

⑤職員やその家族が行う感染防止対策や日々の健康管理への注力如何によっては、感染抑止レベルが低下することは避けなければなりません。従つて、感染予防対策遵守が大前提になるところです。特に、外出時や家庭内での感染リスクへの対応には更なる留意に努めます。(ウイルスに感染しない・持ち込まない)

⑥いつもと違って「おかしい」と感じたときは、たとえ軽微なことであっても、躊躇なく同僚・上司に速やかに報告・相談することで、万一に備えてまいります。

⑦益田保健所管内や津和野地域内での感染状況については、正確な情報に基づき感染リスクの軽減に努めるよう感染症対策委員会としても、的確な指示が図られるように努めます。

6) 防災に関する避難確保等事業維持について

地球温暖化が及ぼす近年の異常気象が起因して、地域を選ばず全国各地で自然災害が多発する状況が続いています。内容は浸水害・土砂災害・風水害・河川氾濫・台風・大雪等あるいは地震も含めたあらゆる災害リスクは非常に高くなっており、人命の確保や事業継続に係る十分な対応が必要となってきました。

①施設の立地状況からして、洪水警報や土砂災害警報レベルが続くと、津和野川氾濫の可能性が拭いきれない状態にあります。施設は平屋建てであり、しかも氾濫警戒区域(1.0m～3.0m)に該当しますので、被災リスクは高い状況にあり防災対応には十分な備えが必要とされます。

②また、夜間の発災時への対処も必須要件となりますので、ご利用者と職員の避難が迅速かつ安全に図られることが求められます。

③このようなことから、現状避難協定先の津和野共存病院との緊急事態に備える情報交換を

普段より図ります。

- ④早めの避難判断や職員の緊急呼集、近隣自治会への協力要請等確実な避難体制について再確認しながら臨機の対応に努めます。
- ⑤上記①～④を含めて「避難確保計画」に準じて、防災体制・各班の役割・気象等の情報収集・避難誘導・避難に必要な資機材の確保等について万全の準備をしておきます。
- ⑥定期的な防災教育・災害訓練を実施し、事業所及び職員として危機意識の高揚を図ります。
- ⑦①・②のとおり、施設は平屋建てであり発災時の迅速な避難が必須ですが、熊本県の人吉市の施設のように想定を超えた急激な球磨川の氾濫によって、避難の暇もなく尊い人命が失われた事案がありますので、早急な避難収容施設（垂直避難）の整備も必要となりました。
- ⑧⑦を鑑みますと、荒天時や夜間等における施設外への重篤高齢者の避難誘導の厳しさを痛感するところであり、令和2年11月に町議会議長宛「浸水害等の避難収容施設設置に関する請願」を提出し、令和3年3月定例議会で採択されました。まさしく、施設に接続した高層階の避難収容施設の必要性を訴え、早期実現に向けて町議会および町当局への要望を引き続き求めてまいります。なお、津和野町当局からの情報で今年度（令和4年度）において、避難収容施設の基本計画策定が進むこととなり、その先には施設設計の入札に及ぶものと推察いたします。なお、この基本計画には避難収容施設と銘打っていますが、第一には平時の活用手段の明確化が求められることとなっており、施設としての機能汎用について明らかにすることが肝要となります。よって、具体的な手段についてしっかり検証・協議を図ってまいります。

7) 事業安定化に向けた施策について

コロナ禍の影響もあって、地域での感染実態に即して事業の休止（デイサービス、ショートステイ）を昨年度2回ほど対処せざるを得ない事態となりました。前記5)項において事業維持のための対策が必須と考えておりますが、施設内クラスターが万一起こりますと事業計画は大幅な見直しに迫られることとなります。緊張感を持っての事業維持が続きますが、ウイズコロナを踏まえて事業安定化に向けた施策についても明確にすることが肝要になってまいります。

①デイサービス事業の利用率向上を図ります

- イ) デイサービス事業は、昨年度第3四半期（令和3年9月以降）より新規利用者や利用回数増加によって利用者数や延べ利用者数は僅かずつではありますが、増加傾向に転じています。この背景には、日原地域からの登録者が増えたことが要因です。今後も地縁・人縁等情報の活用により利用率の向上を進めてまいります。
- ロ) ご利用者からのお誘いによる新規加入の方もあり、日頃からご利用者との信頼関係の醸成からこのような情報もいただけていますので、今後も積極的なアプローチを進めてまいります。
- ハ) ウイズコロナにあつて、今後の事業展開を安定的に進めるためには引き続き感染予防対策を確実に実行することが肝要です。特に在宅サービス（デイサービス、ショートステイ）については、ご家族やご親族等の接点がご利用者との間であることとなりますので、感染リスクは上がります。従って、関係地域の感染状況や蔓延防止措置等の実態を受け止めながら、感染リスクの回避に努めるとともに、ご家族等への十分な説明やご理解を

得ることが引き続き必須となります。

- ニ) ご利用者は複数の基礎疾患や認知症状を持っておられる方が大半を占めています。よって、冬季における体調不良や老健利用、さらには入院となるケースも散見されていますので、結果としてこの時期の利用率低下はやむを得ません。このようなことで、一日あたりの利用定員18人枠の中での長期離脱が発生しますので、利用調整(利用日も含めた)を事前に行う事で利用者数減少の歯止めを行います。ケアマネジャーとの円滑な調整が前提として機能することが必要となります。
- ホ) ご利用者の急遽の入院や退院後のご利用のこと、あるいはご家族の不測の状況に即応するため、ケアマネジャー等からの情報収集を密にして、毎月の事業所内カンファレンスにおいてご利用者の最新状況を確認したうえで、利用調整を行います。
- ヘ) リクライニング車いす対応で、かつ要介護4・5相当のご利用者も増加傾向にあつて重度者対応についても、万全の体制をもってお世話をいたします。なお、送迎の際の介護車両(キャラバン:車いす最大で4台と運転手・補助員で5人が一度に乗車可能)の充実に努めることや入浴に際しての特殊浴槽(寝たきりの方対応)での対応もしっかりとさせていただきます。なお、本件介護車両は、特養事業での外出・通院等、あるいはショートステイ事業の送迎対応にも併用いたします。

②ショートステイ事業への細やかなニーズ対応を進めます

ショートステイご利用者は、基本在宅生活のなかで、デイサービスや訪問介護等の在宅介護サービスを併用されておられますが、生活自立度に課題がある方も多くおられます。こうしてご家族の介護負担軽減も含めた、ショートステイへの利用ニーズは高く推移している実態にありますので、今後も俊敏な対応に努めてまいります。

- イ) 弊事業所を含めたデイサービス事業とショートステイ事業をお使いの方が相当数おられますが、デイサービスの日帰りとは違いお泊りを伴う利用については、ご理解が難しい方もいらっしゃいます。特に新規利用に際しての不安や焦燥感等を和らげる対処も大切にしながら、気持ちよく安心してご利用いただけるように支援に努めます。
- ロ) また、ご利用者の中には独居生活の方も散見され、その大半が女性であります。デイサービス事業・ヘルパー事業を併用されながら日々を凌いでおられます。独居に至る要因は種々あるところですが、家庭内の背景を推察しても自宅以外の選択肢のない方も実存しますので、このような方々の支援もさらに厚くしながら即応してまいります。
- ハ) ご家族が介護から離れ、休息やリフレッシュするためにもデイサービスやショートステイ利用によって負担軽減(介護する側のレスパイトケア)を図ることも大切であり、ご家族支援のためにも的確なご利用をご提案させていただきます。
- ニ) 支援されるご家族等が急用あるいは家庭内ハラスメント等による状況が発生した場合、緊急的な保護措置(緊急入所)にも対応してまいります。
- ホ) 上記ロ)、ハ)、ニ)については、担当所管であるケアマネジャーや津和野町包括支援センター等とも十分な連絡・調整を重ね支援に繋がるよう進めてまいります。
- ヘ) ショートステイ事業は施設の管理上、現状は特養入所の方と混在での施設支援とさせていただいております。この、ご利用期間中のお過ごし方については、個人々人のご要望をお聞きしたり、メリハリを付けて生活の質向上にさらに努めてまいります。

③特養事業の安定化を図ります

特養への入所待機者実数は、依然として76人程度を抱えた状況にあります。待機者内訳は、老健利用者と入院者等で45人、在宅待機者31人となっており、多くが老健利用や入院中の状況にあって、既に在宅での待機では非常に厳しい方が存在していることとなります。一方、シルバーリーフつわの年間新規入所者は約12人（1ヶ月で1人）程度であり、短期間で多くの方のご期待に添うことは非常に難しい実情となっています。他方で、介護業務に携わる職員不足から介護現場の窮状もその色を濃くしています。職員採用が不確実な状況でこのまま推移しますと、需要と供給バランスが崩れることが懸念されますが、前述の重点施策1)項、2)項、3)項の打開策について、少しでも改善が見られるような措置を図りながら特養事業を展開してまいります。

- イ) 介護等の人材確保については、管内事業者の大半がここ数年来の大きな課題としており求人対策には腐心の状況が続いています。職安、地縁、人縁等情報を少しでも収集することや人材紹介会社への求人登録によるマッチングを積極的に進めてまいります。
 - ロ) 他産業等との給与格差は全国平均でも月額6万円程度の乖離が実態とされていますが限られた介護報酬収入での労働分配にも限界があるのは当然です。このような状況から労働対価と離職を防ぐ賃金ベースのアップ、新規雇用者（非常勤職員）の最低賃金以上の上積みを図るなど、経営的には非常に厳しい対応についても、期中において十分な検証を行うことといたします。
 - ハ) 今後も経年による施設改修や備品関係等修繕・更新が必要とされてきますが、設備修繕等何れにしましても多額の資金が必要となります。ただし、ご利用者の安心・安全の生活に直結にする、ベット・車いす関係やその他安全対策等については、できる限りの予算化を図ってまいります。予算上の制限もあり複数年度での対処として実施してまいります。
- 二) 介護職員不足が深刻化するなか、介護施設のICT化による業務の負担軽減や高齢者の自立支援等への活用が現実味を帯びてきています。特に介護・看護現場の負担軽減は喫緊の課題となっており、既に介護ロボットへの導入は国の支援もあって、全国的に急激な伸びを見せています。但し、導入にあたって留意することは、興味本意にロボット導入することではなく、目標を掲げてそこへ到達するために業務全体のプロセスを改善する計画が必要になります。つまり、現状の日常的業務プロセスの改善（何が問題なのか）に取り組む際に、テクノロジー（ロボット等）を生かすことや、どの業務に使うべきかを見極める必要性がありますので、「何を目指すのか」を明らかにすることが肝要となります。よって、介護現場での単なる「業務お助けツール」の導入で満足することなく、関連業務を含めて「業務プロセス改善」「労働環境の改善」等の視点から目標を掲げることが、結果として経営力の強化に繋がることを目指してまいります。
- このようなことで、具体的な「業務プロセス改善」「労働環境の改善」としての方向性について次に記します。
- A. 令和3年度末において「眠りスキャン」（マットレスの下に設置したセンサーにより、体動：寝返り・呼吸・心拍などを計測）という睡眠状態を把握する装置を3台導入いたしました。ただし、導入から僅かの経過日数もあって、導入効果は今後の運用を見ながら検証を続けます。こうして、今後見込まれる成果とすれば、スタッフの業務負担軽減、入居者の生活習慣の改善に活用できるものと考えております。

特に看取り状況にある方の夜間巡廻の負担軽減にも繋がり、それらの情報は各端末に通知されリアルタイムで確認でき「看取り」等への安心にもなってくるものと思います。このようなことが「業務プロセス改善」への対応であると考えており、令和4年度以降においても順次導入を進めてまいります。

- B. 「業務プロセス改善」を目指すなか、ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型の機器（アシストスーツ）や同様に介助者による抱え上げ動作の代わりにパワーアシストによる非装着型の機器による移乗支援（ベットから車いす移乗アシストを行う）の手法等についても検証を引き続き行います。これらは、「労働環境の改善」（腰痛対策等）にも非常に効果があるものと考えられますので、順次検証を重ねてまいります。
- C. また、見守り業務支援としてご利用者のお部屋での起床・離床・転倒／転落等の注意行動を映像で認識し、介護職員のスマートフォンに映像と共に通知を行うことにより（今まで見えなかった状態を可視化）直ちに確認できることで、急いで訪室なのか声かけのみでの対応なのか、次のケアの「判断支援」が可能となるような、ケアサポートシステムについても検証を続けてまいります。
- D. C. のケア判断支援と共に、「情報連携支援」となるスマートフォンからのケア記録や申し送り・連絡事項等を他のスタッフにリアルタイムに送る情報伝達システムについても検証いたします。さらに、ご利用者の状況の一括把握とか転倒・転落等の画像確認等を介護職員室のシステム管理サーバーで行うことができる「状況把握支援」によって、職員全員がタイムリーに情報を得ることができ、連絡の遅れや行き違いをを削減出来ることが可能となるものですので、効果的な支援ツールについて検証を続けてまいります。

ホ) ただし、上記ハ) についてとニ) の「業務プロセス改善」「労働環境の改善」の対応には、多額の導入経費が必要となりますが、国の補助金枠については募集期間が短く、かつ補助額も限定されるなど制約もあるところですが、即応出来るよう十分な準備をいたします。さらに、津和野町へも町単独の補助金制度についてしっかりと町当局や町議会にも上申しながら、特養事業者として業務改善や労働改善に対して、このような先進システムに取り組んでいく必要があることを強く訴えてまいります。ついては、前述のとおり事業運営上、費用対効果は十分見込まれるシステムであると考えられ、今年度において前述ニ) 項の前段のとおり十分な検証を継続してまいります。

④津和野町の介護予防の一翼を担う、在宅介護支援センターとしての機能を継続します

- イ) 津和野町の介護予防事業のランチ機能として、在宅介護支援センターが地域高齢者の健康支援に関わっています。ただし、令和3年度もコロナ禍の影響もあって十分な支援となりませんでした。令和4年度も状況を見ながら事業展開を図ってまいります。
- ロ) 現状、7事業によって地域高齢者が参画する事業ベースを展開しておりますが、津和野町の老人保健福祉計画に添った状況に照らし合わせますと、前述のようにコロナ禍もあってサービスの実態との乖離もあります。そのため、津和野町地域包括支援センターとの検証協議を行いながら、令和4年度もウイズコロナとの事業ベースで継続してまいります。

8) ご家族・地域・関係先との密接な連携推進を図るための展開について

通常のサービス提供の原則には、特養事業やデイサービス事業に関わるご利用者やご家族、あるいは地域の方々や関係者との良好な間柄を維持するために、広報活動の積極的な展開や多様な連携推進に対応してまいります。そのための、事業所としてあるいは職員個々の前向きな資質向上が不可欠となりますので、その研鑽に努めます。

①運営諸施策について

ご利用者やご家族に関わる苦情・事故・人権に対処する組織体制は機動的かつ真摯な対応が求められます。基本的には、的確なご利用者ファーストを維持することが非常に大切であり、各委員会活動や研修等を通じて職員資質を培ってまいります。なお、研修については、引き続きコロナ禍にあって事業所外への職員の派遣研修や外部講師の招聘等が難しい状況が続きます。従って、県老協等が提案するリモートやオンライン研修での対応となります。従いまして、今後の研修開催が流動的になるのも否めませんので、今年度の研修計画は明示しないものの、例年の研修計画に沿ったなかでオンライン研修等に係るものについて展開してまいります。ただし、状況に応じて可能な時期が到来すれば派遣研修についても実施してまいります。

②介護サービス計画書の本質的な運用

多職種が臨む定期的なカンファレンスを通じて、ご利用者の心身の状況を踏まえながら、そのご希望やご家族のご意向に添ったサービス支援計画を具体的に策定します。この計画書から見えてくる支援が実際に機能し有機的なサービスに繋がっているのか、カンファレンスの都度原点に戻ることも必要となってきますので、計画書の本質的な運用に努めてまいります。なお、ご利用者の食支援に係る栄養計画については、介護サービス計画にも関連する重要施策でありますので、同様に推進してまいります。

③積極的な広報活動

広報誌「そよ風」のお便りによって、施設内での活動や近況等のお知らせを関係者に発行していますが、施設側からの大切なお知らせ媒体となっています。コロナ禍によってご面会もままならず、リモートやガラス越しというご不便が引き続きの状況になっています。ただ、ホームページについては、その活用が不十分な状況にあって、広報機能を拡充した親しみがあって、判り易い内容等ホームページの更新が課題となっていますので、今年度内において検証いたします。

9) 的確な医療・介護の支援について

①医療対応

特養事業については、津和野共存病院との診療契約で利用者の身体状況について管理しています。高齢者は複数の基礎疾患を抱えるなか、日内変動等心身状況に変化も見られ、早朝や夜間に急変するケースも散見されます。よって、この時間帯は地域の拠点病院である益田日赤への救急搬送の対応もしていますが、搬送時間が50分を要することはリスクも抱え、身体的な負担も増してしまいます。なお、午前中からの容態（発熱等バイタル測定）を見ながら、夕方までは津和野共存病院で救急対応が図られることが安心にも繋がりますので、津和野共存病院とは緊密な連携を維持しながら医療支援を進めてまいります。それから、しまね医療情報ネットワーク（通称：まめネット）と称するシステムによって、患者（特養利用者）の受診データや服薬データが津和野町内開業医や津和野共存病院から

インターネットを通じて益田日赤でも閲覧出来ることが可能となり、情報共有をすることで緊急時に素早い対応が出来るようになりましたので医療支援に努めてまいります。

②介護支援

慢性的な職員不足のため厳しい職員配置が続いていますが、新たな人材確保の在り方については前段で表記したとおりです。現状のマンパワーでの展開を図りますけれども、入浴介助や食事介助等に支障を来すことのないように留意しながら、多職種連携での応援に努めてまいります。また、洗濯やシーツ交換等直接介護以外の業務については、これまでと同様にシルバー人材センターへの委託契約を継続します。さらに、喫茶やレク等へのボランティア参画についてもウイズコロナの状況に鑑みて検証してまいります。このように、介護支援については、分業制を採りながら推進してまいります。また、ICT（情報通信技術）やAI（人工知能）に頼る介護の在り方については前段で明記したとおりです。

10) 施設本体のメンテナンスや設備機器の更新等について

- ①津和野町デイサービスセンターについては、津和野町指定管理者制度での運用となっており、デイサービスの建物は町の所有となります。従って施設本体と一体化した設備と通常の備品等については、津和野町と法人間とで修繕の場合の負担割合があります。このことは、状況に応じて調整を行い利用者の安心・安全を配慮した事業所として引き続き努めてまいります。
- ②特養施設については、施設本体に直接的に影響がおよぶような不具合は現状ありませんがこれまでも施設関連の設備等については、その都度対応を図ってきました。なお、平成15年20床増設時の各所エアコンが経年での老朽化が進んでおり、いつ故障するか解らない状態にあります。さらに、灯油ボイラー（給湯・暖房）や屋上（陸屋根）の防水処理等についても経年劣化が進行し、相応の対応が間近となっています。これらにも多額の原資を要しますので、5年以内の改修計画の中で進めてまいります。
- ③特養東側外部ベランダについても、床面の素材が経年劣化による凹凸や剥がれが顕著となっています。これでは、ご利用者が車いすや歩行によるベランダへの利用が大変難しい状況であり、安全面にも支障を来す恐れがありますので、改修について検証いたします。
- ④外部倉庫については施設外周に有効なスペースが求められず、やむなく外部事業者の倉庫を借用しています。これの長期借用にも限度がありますので、設置場所を確保するためには、施設隣接の土地や民家の借り上げも引き続き検討してまいります。

以上